

## 平成二十七年政令第三百十二号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機  
構法第五条第三項の倍数を定める政令

内閣は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支  
援機構法（平成二十七年法律第三十五号）第五条  
第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構  
法第五条第三項の政令で定める倍数は、二とす  
る。

## 附 則

この政令は、株式会社海外通信・放送・郵便  
事業支援機構法の施行の日（平成二十七年九月  
四日）から施行する。

附 則 （平成二十八年一月一六日政令第  
三五〇号）

この政令は、公布の日から施行する。